

整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回答
1	自動車特定整備事業者は、特定整備をしたときは、請求により、特定整備記録簿の写しを当該自動車の使用者に交付しなければならない。	
2	新規検査の際、自動車に指定部品が簡易な取付方法により装着されており、当該自動車の高さが登録識別情報等通知書に記載された高さと比較して3cm高くなっていたが、当該指定部品が装着された状態で自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行った。	
3	車両総重量が8トン未満の自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。	
4	自動車検査員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	
5	電子制御装置整備を行う自動車特定整備事業者の電子制御点検整備作業場は、屋内作業場(車両整備作業場及び点検作業場に限る。)と兼用することができる。	
6	乗用車の継続検査において、他の認証工場によって点検整備が行われたことが特定整備記録簿によって確認できたので、完成検査のみを実施して保安基準適合証を交付した。	
7	貨物の運送の用に供する普通自動車で、最大積載量が1トンであり、かつ、当該自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「バン」と記載されているものは、有効な保安基準適合証の提出をもって、道路運送車両法第7条に規定する国土交通大臣に対する自動車の提示を省略することができる。	
8	自動車検査員は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないが、点検と併せて行うことが合理的である油脂液類の補充及び交換の作業は実施しても差し支えない。	
9	指定整備記録簿の検査機器等による制動力欄(前軸・軸重欄)については、軸重を計測することが困難な場合、当該自動車検査証に記載されている軸重(前2軸車については、前前軸)に55kgを加えた値を記載すること。	
10	指定整備記録簿は、自動車検査証の有効期限が1年の自動車にあっては、その記載の日から1年間、自動車検査証の有効期限が2年の自動車にあっては、その記載の日から2年間保存すればよい。	

整備事業関係

	解答	設問に対する解説
1	×	請求の有無に関わらず、使用者に交付しなければなりません。 【道路運送車両法第91条第2項】
2	×	登録識別情報等通知書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、保安基準に適合する旨の証明をしてはいけません。 【道路運送車両法第94条の5第5項】
3	×	3月ごとに点検しなければなりません。 【道路運送車両法第48条第1項第1号】
4	○	その他道路運送車両法第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員についても同様です。 【道路運送車両法第94条の7】
5	○	下記条文のとおりです。 【道路運送車両法施行規則第57条第1項第1号ロ】
6	×	当該指定自動車整備事業者が点検しなければなりません。 【道路運送車両法第94条の5第1項】
7	×	この場合、小型自動車であれば提示を省略することができます。 【道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3】
8	×	交換作業は認められません。 【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について別紙3の2の2(5)】
9	○	下記「検査機器等による検査」欄の記載例のとおりです。 【指定整備記録簿の記載要領について】
10	×	自動車検査証の有効期限に関わらず2年間保存しなければなりません。 【道路運送車両法第94条の6第2項】

検査業務関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回 答
1	最低地上高を測定する場合、測定する自動車は審査時車両状態とする。 (自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。)	
2	普通乗用自動車(乗車定員9人)の運転車席の座席ベルトについて、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転車席の運転者に警報する装置が警報を発しなかったため、保安基準不適合と判断した。 (自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。)	
3	専ら乗用の用に供する普通自動車の運転車席の側面ガラスに着色フィルムが貼られていたため、可視光線透過率を測定したところ、70%だったので保安基準適合と判断した。 (自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。)	
4	速度計の表示がmile/hしかなかったため、保安基準不適合と判断した。 (自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。)	
5	軽油を燃料とする自動車の光吸収係数の測定について、1回目の測定値は閾値を超えていたが、2回目の測定値は閾値以下であったため、2回目の測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数として保安基準適合と判断した。 (自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。)	
6	小型貨物自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に9mm突出していたが、保安基準適合と判断した。 (自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。)	
7	小型乗用自動車に備える制動灯の取付け高さを測定したところ、その照明部の下縁の高さが地上250mmであったため保安基準適合と判断した。 (自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。)	
8	普通乗用自動車に備える前部霧灯の個数について、4個備えられていたが、同時に3個以上点灯しないように取付けられていたため保安基準適合と判断した。 (自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。)	
9	平成19年に製作された普通乗用自動車(最高速度40km/h以上)の速度計の指度について、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて測定した速度が44km/hであったため保安基準適合と判断した。	
10	専ら砂利、土砂の運搬に用いる普通貨物自動車の荷台(傾斜するものに限る。)であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m ³ 未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が1.3t/m ³ であったため保安基準不適合と判断した。 (自動車の製作年月日は令和4年1月1日とする。)	

検査業務関係

	解答	設問に対する解説
1	×	測定する自動車は空車状態でなければなりません。 【審査事務規程7-3-1②ア(ア)】
2	○	下記のとおり備えなければなりません。 【審査事務規程8-45-1】
3	○	可視光線透過率は70%以上であることが確保できるものでなければなりません。 【審査事務規程8-55-1-1(1)⑫】
4	○	速度がkm/hで表示されないものは基準に適合しません。 【審査事務規程8-110-2-2(1)①】
5	○	2回目の測定値が閾値以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とします。ただし、1回目及び2回目とも閾値を超えた場合には、再度測定を行い、これら3回の測定値を平均した値とします。 【審査事務規程別添11 4.4.(3)】
6	×	小型貨物自動車は突出してはいけません。 【審査事務規程8-28-1(3)①】
7	×	この場合、照明部の下縁の高さは地上350mm以上でなければなりません。 【審査事務規程8-88-3(1)②】
8	○	前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取付けられていなければなりません。 【審査事務規程8-70-3(1)①】
9	×	31.0km/h以上42.5km/h以下の範囲でなければなりません。 【審査事務規程9-13(1)】
10	○	普通自動車にあつては1.5t/m ³ 未満のものは基準に適合しません。 【審査事務規程7-52-1(1)②】